

さいたま市自転車等駐車対策協議会について

1 協議会の位置づけ

- ・さいたま市自転車等放置防止条例に規定する付属機関（第14条1項）
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条に規定する自転車等駐車対策協議会

2 協議会の性質

- ・条例に定める合議機関であり、市は答申等を尊重する義務を負う。

3 委員の身分

- ・委員は、非常勤特別職の地方公務員であり守秘義務を負う。
- ・委員がやむを得ず欠席される場合等には、委員以外の者に代理として出席を求め、意見を聞くことがあります。
- ・委員以外の者に議決権はありません。

4 委員の任期・会長

- ・任期は2年、再任を妨げない。（令和5年11月16日まで）
- ・会長は委員の互選により定める。会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定した委員が職務を代理する。（条例第14条第4項、施行規則第13条）

5 協議会の会議

- ・会議は会長が招集し、開催には委員の半数以上の出席が必要。
- ・議事は出席した委員の過半数をもって議決する。
- ・会議は原則公開とする。ただし議決によって非公開とすることができる。

6 その他

- ・委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員5人以内を置くことができる。

※臨時委員は、調査審議が終了したときは、解任される。

（参考）関連法令等

（裏面に抜粋を掲載）

- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車安全対策法）
- ・さいたま市自転車等放置防止条例
- ・さいたま市自転車等放置防止条例施行規則

○さいたま市自転車等放置防止条例（抜粋）

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 205 号

（自転車等駐車対策協議会）

第 14 条 市長の諮問に応じ、自転車安全対策法第 7 条第 1 項に規定する総合計画その他の自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員 24 人以内で組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第 3 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員 5 人以内を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（一部改正〔平成 17 年条例 101 号・24 年 42 号〕）

○さいたま市自転車等放置防止条例施行規則（抜粋）

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 155 号

（自転車等駐車対策協議会の組織）

第 12 条 条例第 14 条第 3 項に規定するさいたま市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民

(3) 関係機関の職員又は構成員

2 条例第 14 条第 6 項に規定する臨時委員は、市長が委嘱する。

（一部改正〔平成 20 年規則 7 号・22 年 96 号・24 年 88 号・25 年 55 号〕）

（協議会の会長）

第 13 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（協議会の会議）

第 14 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議会の庶務）

第 15 条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

（一部改正〔平成 15 年規則 83 号・19 年 47 号〕）